

予算特別委員会審査報告書（福祉教育常任委員会所管分）

（一般会計、特別会計）

令和7年3月10日、午前9時から議場において、委員11名及び議長、町長、副町長、教育長並びに所管の課長の出席を得て、予算特別委員会（福祉教育常任委員会所管分）を開催し、令和7年3月5日の本会議で当委員会に付託された議案第22号、第23号、第24号及び第29号について審査をしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

出席者：府川輝夫委員長、富田陽子副委員長、和田成功委員、池谷仁宏委員、瀬戸伸二委員、高橋純子委員、瀬戸恵津子委員、大野徹也委員、熊澤友子委員、遠藤和秀委員、児玉洋一委員、石田照子議長
町出席者：町長、副町長、教育長、保険健康課長、福祉課長、定住対策課長、こども教育課長、生涯学習課長

はじめに、議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算について審査しました。補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

〔一般会計歳入〕

熊澤委員：施政方針の带状疱疹ワクチンの内容について伺いたい。

保険健康課長：带状疱疹ワクチンについては令和7年度から定期接種化され、65歳以上5歳刻みの年齢の方及び101歳以上の方が対象となります。自己負担額は不活化ワクチンが1回あたり8,000円の2回接種、生ワクチンが1回接種で3,000円となります。1市5町と足柄上医師会で調整し、4月1日から開始の予定です。

熊澤委員：接種の際、町に予約をするのか。

保険健康課長：対象の方であれば町への予約は不要です。医療機関に直接予約をしていただくことになります。なお定期接種化が決まったのが12月であったため、当初予算の歳出予算の編成に間に合いませんでした。補正対応とさせていただきます。

瀬戸伸二委員 : 令和6年度に接種を希望したが予定人数に達したため、待機となった方の対応はどうなるのか。

保険健康課長 : 令和6年度については100人限定で町単独の補助を行いました。希望者は180人程度と多く、待機者が生じました。対応としては、定期接種該当者は自己負担金が軽減されて接種できますが、対象外の方は任意接種となり全額自己負担となります。待機者には通知します。

高橋委員 : 山北児童館使用料について、昨年度は計上されてなかったと思うが、本年度計上した理由を説明願いたい。

生涯学習課長 : 山北児童館使用料については、旧山北体育館解体の際に、使用していた団体の方々に山北児童館を使用いただくよう代替措置を講じ、新しい体育施設が使用できるようになるまでは使用料を免除としていました。来年度5月から山北町立生涯スポーツセンターが使用できるようになりますので、山北町有施設使用条例の規定に基づき、山北児童館の使用料を計上しました。

児玉委員 : 教育費国庫補助金と教育費県補助金にそれぞれ文化財補助金とあり、予算書説明資料において箒スギ樹木診断に対する補助金とあるが内容を説明願いたい。

生涯学習課長 : 箒スギは国指定天然記念物に指定されていますが、目視による樹勢調査から10年以上が経過し、詳細な樹木診断が行われていない状況にありますので、県を通じて国から診断調査を行った方が良いのではないかという話があったことが発端です。また、周辺の石垣の修繕等についても自治会要望がありましたので、修繕等が箒スギに及ぼす影響等についても調査し、今後の維持管理方法を検討するために診断を行いたいと考えています。この樹木診断に要する費用は補助金対象ですので、それぞれの上限補助率である国庫補助金2分の1、県補助金6分の1の額を計上しています。なお、町負担額は全体の3分の1の額となります。

児玉委員：調査費用が高額だと感じるが、どのような調査を行うのか。また調査結果によっては令和８年度以降に予算措置を行う予定なのかなど今後の考えも説明願いたい。

生涯学習課長：調査では周辺や土壌などの環境調査、ドローンを用いた外観などの障害部調査、音波を用いた専門機器による樹木内部の調査などを行います。調査結果を踏まえた保存計画書が成果品として提出されますので、その内容を元に令和８年度以降に予算計上を検討していく必要があると考えています。

児玉委員：修繕等が必要な場合はその費用負担は町が行うのか。

生涯学習課長：内容にもよりますが補助対象になると考えられます。

池谷委員：関連して、県の文化財補助金の額が本年度に比べ減となっているが、その理由を説明願いたい。

生涯学習課長：県の文化財補助金については箒スギ樹木診断と河村城跡史跡整備工事に対する補助金を計上しています。本年度に比べ、来年度の河村城跡史跡整備工事費の要求額が少なくなっているため、補助金の額も減となっています。

池谷委員：箒スギも宇宙スギと呼ばれるなど、町内には貴重な文化財が数多くあるので、引き続き文化財保護にしっかりと取り組んでいてもらいたい。

和田委員：健康福祉センター施設等使用料については、今年度３，４００万円のところ来年度は４，２００万円と増額しているが、その積算根拠はなにか。

保険健康課長：利用人数は土日利用の増加もあり、令和６年度の約８０，０００人から令和７年度は８３，０００人と見込みました。さらに料金改定による増額を見込みました。

和田委員：利用料金の改定による増収を見込む中で、収支についてはどのように考えているか。

保険健康課長　：令和7年度から今まで財務課が一括して行っていた清掃業務委託が新たな支出として増えるため赤字の拡大は避けられない状況です。4月から料金改定を行うため、今後の改定については慎重に検討していきます。

和田委員　：さくらの湯の無料券をふるさと納税の返礼品とする考えはあるか。

保険健康課長　：現地決裁型開始と同時に返礼品としての取り扱いを開始したいと考えています。商工観光課と調整していきます。

富田委員　：料金の値上げに伴い利用者を増やす対策として、町内の利用者に対する取り組みはあるか。

保険健康課長　：町民の利用促進のため、広報に年数回程度無料券を掲載し、利用を促していきたいと考えています。

富田委員　：令和6年度も無料券を広報に掲載したと思うがその利用者数はどうか。

保険健康課長　：令和6年度は無料券ではなく割引券を広報に掲載しました。利用者数については100件前後であったと思います。令和7年度は無料券を掲載し、町民のリピーターを増やしていきたいと考えています。

富田委員　：料金改定に伴い、子育て支援センターや鉄道公園が近くにあることを踏まえて親子連れが利用しやすい工夫をするなどのサービスの向上が必要ではないかと思うがいかがか。

保険健康課長　：現在ベビーバスの提供は実施していますが、他にもサービス内容を検討していきます。

大野委員　：歳出を減らす手段として、光熱水費の電気料を安価な会社に契約変更する考えはあるか。

保険健康課長　：電気料については安定した供給と安価な料金について検討し、

財務課で町内施設を一括して契約しています。

遠藤委員：生涯スポーツセンター使用料の額の根拠を教えてください。

生涯学習課長：使用開始前ですので、施設の設置条例に規定する使用料を元に使用見込時間や回数により額を算定しました。

遠藤委員：大勢の方々に利用いただけるように町ホームページなどによりPRを行ってほしい。

生涯学習課長：施設の利用率をあげていく取り組みを行い、口コミで広がるような情報発信に努めていきたい。

児玉委員：旧三保幼稚園使用料についての詳細は。

こども教育課長：昨年、旧三保幼稚園に隣接する事業者から、事務所の建て替えに伴い借用の要望がありました。令和6年8月から1年間の賃貸借契約を結び、月額5万円で貸付を行っています。令和7年度予算につきましては、4月から7月までの4ヶ月分を計上しています。

児玉委員：事業者に貸付を行うにあたり、施設改修について町の持ち出しはあるのか。

こども教育課長：必要な改修は事業者が行い、町の持ち出しはございません。

児玉委員：契約満了後は、町としてどのような使い方を考えているのか。

こども教育課長：事業者から工事に時間がかかりそうだと聞いており、数ヶ月延長する可能性があります。今後の利活用については、三保地区等で検討されているとのお話も伺っていますので、それを踏まえて調整を図っていきたいと考えています。

府川委員長：町長の考えはあるか。

町長：三保幼稚園の利活用については地元もいろいろと考えを持っておられ

るので、そのあたりも参考にできればと思っています。基本的に建物は非常に老朽化していて、そのまま使い続けるのは難しいと思いますが、建物を簡易的に使用するのであれば問題ないと思っています。

和田委員：子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業の予算は、令和6年度から約7倍近くとなっているが、その要因はなにか。

福祉課長：予算の内訳としては、子ども家庭センターの運営費として人件費に充当される国負担金が421万6千円と、例年実施している母子保健機能として保健師の任用分の予算78万円です。

和田委員：子ども家庭センターの機能や位置づけ等の説明を願いたい。

福祉課：妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口として、妊産婦及び乳幼児の健康保持増進に関する母子保健と、子育て世帯に関する児童福祉を包括支援し、これらを切れ目なく行うために、児童福祉法の改正に伴い、自治体に設置が義務化されています。

設置要件としては、組織全体をマネジメントするセンター長と、母子保健・児童福祉の双方に知識を有し、国の研修を受講した統括支援員を配置することとされています。

当町では、従来から、母子保健と児童福祉において、ケース対応での連携や、要保護児童対策地域協議会をはじめとする様々な会議や取組において十分な連携を行っておりましたので、保険健康課に置かれている「子育て世代包括支援センター」と、福祉課の「子ども家庭総合支援拠点」を統合、集約し、「こども家庭センター」と改称しました。

大野委員：町営住宅使用料について、令和6年度補正予算の住宅使用料で空室があった関係で、若干、減額となったが、それを踏まえて令和7年度予算では、満室の状態での使用料を計上したということか。

定住対策課長：空室については、一番低い家賃を想定して計上しています。

大野委員：まだ空室があるということか。

定住対策課長：その通りです。

[一般会計歳出]

瀬戸伸二委員 : お試し住宅活用事業について、今年度の利用状況と移住者の状況を伺いたい。

定住対策課長 : 現在、18件の利用で利用率は9割となっています。また、移住者は現在のところいません。

瀬戸伸二委員 : 昨年度も同じ状況であった。お試し住宅活用事業に120万円の予算をつけているが、来年度については、趣向や対策を変える方向性を持っているのか。

定住対策課長 : 令和7年度も令和6年度と同じ予算となっております。お試し住宅を利用した方が、空き家見学ツアーに申し込んだ場合は、優先的に参加できる形がとれるように考えています。

瀬戸伸二委員 : 町民からは安価で宿泊できる住宅ではないかという意見もあるので、対策を検討してほしい。

定住対策課長 : 以前からそのような指摘がありますので、慎重に検討していきたいと思います。

富田委員 : 紙おむつ支給事業について、保護者の方から、増額やオムツ以外でも使えるとありがたいという声がありますので、リニューアルされるのはありがたいが、支給額8,000円の根拠はなにか。

福祉課長 : 現在支給額2,640円は、平成22年度の事業開始から据え置きでしたが、実勢価格は1.2倍程度上昇しているため実勢価格を採用しました。

また、現在は、おむつ2パック分を対象としていますが、国のデータ等を参考に、平均的な利用枚数の3パック分を対象とし、おむつ代として5,000円とし、その他の育児用品の購入費用として3,000円とし、合わせ8,000円を月額支給額と設定しました。

富田委員 : 町内のみでの使用になるのか、また、月に8,000円を使い切ら

なければならないのか。

福祉課長 : 取扱店指定要綱では、現在町内の2店舗となっていて、以前は、薬局も指定していましたが取り扱いができなくなりました。今回の制度改正に伴い拡大を予定していますが、町外の店舗までは考えていません。利用状況などを踏まえて検討していきます。

富田委員 : 育児用品が3,000円分となると、買える場所が限定されてしまう。ベビー用品と記載されているものが対象となるのか。

福祉課長 : 全てのベビー用品を対象としたいのですが、対象品の仕訳は小売事業者にお願いしているため、対象品目については調整中です。基本的には、粉ミルク、おしりふきがメインになると考えております。利用される方によって紙おむつ代とその他育児用品代の使い方は様々になると思われます。

富田委員 : 支給額8,000円は、1回の会計で使い切る必要があるのか。翌月に持ち越せるのか。

福祉課長 : 利用者の使い勝手を考えて、2,000円の支給券4枚を配布する予定です。

和田委員 : 制度の対象者は、4月生まれからか。

福祉課長 : 現在、制度を利用されている方も4月分より、期間延長と月額改定の対象となります。当初予算では、対象延べ人数631名のうち、143名が期間延長の対象者です。

高橋委員 : 一般経費は、昨年度予算から2倍程度だがその要因はなにか。

福祉課長 : 令和7年度新規事業として、障害福祉業務総合支援ソフト賃借料の導入経費の27万8千円が増額の主な要因です。

高橋委員 : 新規導入ということで、どのような機能のソフトか、また、導入効果はどうか。

福祉課長：障害者自立支援給付事業における障害者サービス給付の市町村における二次審査の支援ソフトです。毎月、国民健康保険団体連合会では、障害サービス事業所からの請求に基づき一次審査を実施しますが、一次審査において不整合や警告、エラーとなったデータは市町村による二次審査に移行します。二次審査では、月初の約3日間の間に審査を行い、国民健康保険団体連合会にデータを返送するスケジュールとなっています。

二次審査の限られた期間の中で、国の報酬ルールが内蔵されたソフトを用いて機械的に判定することで、事業所とエラーデータを調整するために導入するものです。

瀬戸恵津子委員：介護保険事業計画策定事業についてはアンケート実施に係る費用とのことだがアンケートの内容について伺いたい。

保険健康課長：第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定にあたり介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施するもので、調査票を600件郵送し450件回収することを見込んでいるものです。アンケート自体は第9期計画策定時と同様、今後国から示されるものと考えます。

瀬戸恵津子委員：調査は現状把握のためのものと思われるが、これまでのアンケート結果を見ると、「分からない」「知らなかった」という回答があり、アンケートをとっても現状把握が難しいのではないか。他の方法や国からのアドバイスなどはないのか。

保険健康課長：この調査で現状を把握することは難しいと感じますが、ニーズ調査の実施は必須となっているためこの形で実施します。

瀬戸恵津子委員：調査により把握が難しい、把握しても人材不足等により対応が難しい現状がある。高齢化率の高い町ならではの調査項目を入れるべきと考えるがどうか。

保険健康課長：ニーズ調査には町の独自項目を追加することが可能です。福祉に関する資格を持っているかなどの設問を入れることを検討します。

大野委員 : 成年後見センター運営費負担金について、1市5町の足柄成年後見センターの運営負担金の割合はどのような配分か。

福祉課長 : 負担割合は、均等割が10パーセント、対象者数割が90パーセントです。対象者数割は、高齢者人口と障がい者手帳の所有者の人数によって割合が決まります。令和7年度の当町の負担割合は11.54%が負担金です。

大野委員 : 利用者は、認知症や要介護の方が利用していると思われるが、今後、ますます増えていくことが想定され、福祉課、社会福祉協議会、包括支援センターの3箇所でも相談を受けることとなるが、対応が可能か。

福祉課長 : 福祉課、社会福祉協議会、包括支援センターは、一時相談窓口となっています。また、介護事業所や障害事業所も一時相談窓口となります。専門性が高い相談では、二次相談窓口の成年後見センターに引き継ぐこととなりますが、直接、成年後見センターに問い合わせる方もいます。

利用者数も年々伸びていますが、一時相談窓口では専門性が高い案件については、対応できないことが多いため、センターに判断を仰ぐことや、センターに繋いでいる状況です。需要が伸びているため、将来的には、センターの人員増加やそれに伴う経費や負担金の増額も検討する必要があります。

大野委員 : 成年後見制度制度利用支援事業は、どのように運用しているのか。

福祉課長 : 事業費の内容は、成年後見人の報酬や成年後見の首長申し立ての際の鑑定料等の補助制度です。身寄りが無く、資産が無い方が首長申し立ての対象になります。障害者を対象として制度と、高齢者については介護保険特別会計に同様の制度があります。

池谷委員 : 地域作業所維持管理事業の火災保険料が8,000円となっている。減額となった要因はなにか。

福祉課長 : 8,000円はやまなみ工芸の建物の火災保険料です。今年度までは、旧保健所の火災保険料を別途計上していましたが、老朽化が進み、使用中止にしたため、令和7年度は、やまなみ工芸分のみ計上とな

っています。

池谷委員 : 旧保健所で実施していた作業場所は維持されているのか。

福祉課長 : 木工の仕上げ作業を旧保健所で実施していましたが、現在は、生涯学習センターの木工室で実施しています。

大野委員 : 福祉タクシー運行事業の事業内容はなにか。

福祉課長 : 三保、清水、高松等の山間部にお住まいの方に、福祉タクシー券を支給しています。

大野委員 : 外出を促すことや運転免許証自主返納者への支援とされているが、自主返納者の支援に繋がっているのか。

福祉課長 : 自主返納者のデータは警察から受領しますが、個人との紐づけはできていません。

大野委員 : 使い勝手が良い制度になるように内容を検討して欲しい。

児玉委員 : 令和8年度から清水、三保地区において、デマンドタクシー等を検討していくとのことだが、福祉タクシー事業は今後も継続していくのか、利用者へのアンケート等は検討しているか。

福祉課長 : デマンド型交通システムが整えば、本事業も新しい交通システムに集約されていくことが良いと思います。現行制度の利用者に対するアンケートの実施を検討していきます。

副町長 : デマンド型交通システムとこれら事業を含めてどのような形がいいのか検討していきます。

児玉委員 : 組織全体で横断的に地方公共交通システムの見直しをしてほしい。

高橋委員 : 小児医療費助成事業について、不要な受診を減らし、重症化予防を促進するために、また、他の子育て支援とのバランスをどのように考えているか。

福祉課長 : 小児医療費助成制度は、児童の医療費への助成です。児童が単独で病院を受診することは想定しづらいですし、保護者がむやみやたらと児童の受診を利用することは無いものと思われます。

児玉委員 : 出産・子育て応援プロジェクトを庁内で立ち上げ、その提案が7割程度予算に反映されたと聞いている。プロジェクトの今後はどうなるのか。

保険健康課長 : プロジェクトについては、令和6年度の出生数が極端に減少することを受け、令和7年度、または7年度以降の予算に反映するための提案を行うことを目的として立ち上げました。その役目は終了しましたので3月末までの追加提案をもって解散となります。

副町長 : プロジェクトは解散しますが、庁内の推進会議などにおいて、町としてしっかりと検討し、子育てアンケートなども参考に取り入れながら中長期的な考えをまとめていきます。

児玉委員 : 心強い意見をいただいた。今後の子育て支援事業について議会としても注視していきたい。

瀬戸伸二委員 : 放課後児童クラブの利用料減免について、これの恩恵を受ける児童はどのぐらいいるのか。

こども教育課長 : 予算を計上するにあたりまして、まず全体で156名の登録を見込んでおり、そのうち、世帯2人目の児童については43人、世帯3人目以降の児童については19人を見込んでいます。

瀬戸伸二委員 : 他町では、無償化に向けて動いていると聞いているが、山北町は今後どのような方策を取る考えか。

こども教育課長 : この減免につきましては、出産・子育て応援プロジェクトからの提案に基づいてこども教育課で検討した減免の方法になります。近隣では全て無料という考え方もございますが、まず

2人目が半額、3人目以降が無料ということで考えています。今後どうするかということですが、利用料の減免以外にも利用しやすい方策があるかどうかも含めて、引き続き検討していきたいと考えています。

副町長 : 子育て支援の方策としては、例えば家で子育てされている方もいる中で、児童クラブは基本的には共働きの家庭に限定されるということになりますので、児童クラブだけで考えるのではなく、町としてそれぞれの家庭にトータルに子育て支援をしていくために、どういう援助ができるのか、そういった視点も考えていく必要があると思っています。

熊澤委員 : 高齢者等緊急時一時保護事業について、毎年20万円の予算だが、制度の開始当初と現状はどのように異なっているか。

福祉課長 : 高齢者や障がい者への虐待等により自宅に帰ることが出来なくなり一時保護の必要がある場合に、町内の介護事業所にショートステイという形で1日1万円、年間20日分を予算計上しています。

実績としては、年間に1件2件の利用があります。施設に入所している間に、介護保険の申請に繋ぐ等の支援を行っています。

保健健康課長 : この事業の対象者は高齢者ですので、同時に要介護認定を受けて介護保険サービスのショートステイとして利用していただくこととしています。介護保険の場合は、国・県の補助が付きましますので、そちらを優先して利用し、それがどうしてもできない場合の最後の砦としての事業となります。

富田委員 : 住まいづくり応援事業助成金について、今回新たにリニューアルされた内容について伺いたい。

定住対策課長 : 出産・子育て応援プロジェクトから提案を受け、住宅取得助成金と結婚新生活支援事業の二つの内容を拡充しています。まず一つ目の住宅取得助成金ですが、元々、50歳未満で2人以上の方が居住する場合で、転入が20万円、町内転居が10万円、親世代と同居または近居する世帯に10万円加算し、転入で最大30万円、転居で20万円の支給を行っていました。令和7年度では、名称を住宅取得助成金事業に変えています。また、支給要

件でありました年齢と入居世帯要件を撤廃し、さらに、中学生以下の子どもがいる世帯に10万円の加算金を新たに追加しました。助成金は、基本額を住宅を取得した場合には10万円とし、それに加算金として転入で10万円、親世帯と同居または町内に親世帯がいる場合に10万円。中学生以下の子どもがいる世帯に10万円の加算とし、最大で40万円の助成となります。

次に、結婚新生活支援事業についてですが、世帯合計所得額が500万円未満が対象となっていました、その所得制限を撤廃しました。さらに、パートナーシップ宣誓者も、新たに助成金の対象として追加する形で拡充しています。なお、500万円未満の所得制限を撤廃しましたが、歳入については、結婚新生活支援事業で、引き続き所得が500万円未満の場合は補助対象となっており、所得が500万円以上の場合は、補助率が最大45%の社会資本整備総合交付金を活用します。件数に関しては、令和5年度の婚姻数の7件に合わせ、39歳以下を4件、29歳以下を3件で見込んでいます。補助金の活用については、内部の運用で対応していきます。

富田委員：どちらの助成金も選択できる方が増えるということは大変ありがたいと思う。そして、この結婚新生活支援事業の中に新たにパートナーシップ宣誓制度を利用した方が対象となったが、この点は他の市町と差別化されていて、素晴らしい取り組みだと思う。他の市町ではできないが、山北町では受け入れてくれるという姿勢がここで見えると思う。パートナーシップ宣誓をした方も年齢制限は同じように設けているのか。

定住対策課長：年齢制限に関しましては、内部でも撤廃の議論がありましたが、39歳以下という年齢要件は保持しようという結論になり、パートナーシップ宣誓の方も同様です。

和田委員：出産祝金の支給額20万円の根拠はなにか。

福祉課長：出産時に健康保険から出産育児一時金50万円が支給されますが、国のデータでも、神奈川県の出産・入院に係る出産費用は、全国的にも高い水準で東京都に次いで平均55万円を超え、更に、分娩費用以外の出産全体に係る費用はトータルで60万を超えるとされています。

す。

出産育児一時金 50 万円と 60 万円の差 10 万円を最低ラインとして、出産費用以外にマタニティ用品やベビー用品を揃える必要がありますので、支給額を 20 万円と設定しました。

和田委員 : プロジェクトの提言により、一律 20 万円に設定したと思われるが、予算計上を 22 人分とした根拠はなにか。

福祉課長 : 過去 3 年間の出生数の平均値から 22 人としました。令和 6 年度の出産見込の 11 人からは 2 倍の数字となりますが、令和 7 年 4 月から 9 月まで半年分の母子手帳の発行数 14 件ですので、単純に 2 倍すると年間 30 名程度となる見込みです。そのため、増えた場合は補正予算として計上させていただく予定です。

和田委員 : 対象者は、令和 7 年 4 月 1 日生まれとなるのか。出産予定日が 4 月でも 3 月に生まれる可能性もある。3 月に生まれた方は、対象外とするのか。安心して生み育てられる町づくりや寄り添った子育て支援のためには、母子手帳の予定日をもとに対象者とするなど、柔軟な対応はできないか。

福祉課長 : 原則として、令和 7 年 4 月 1 日生まれの方から対象となります。

町長 : 出産予定日が 4 月だが早まり 3 月に生まれる場合や、3 月が出産予定日でも 4 月に生まれる場合も想定されますが、制度として線引きは必要ですので、生まれた日を基準日とするものと考えています。

池谷委員 : 母子保健事業の新生児聴覚検査費用助成金について、今年度より 150,000 円の減額の要因はなにか。

保険健康課長 : 令和 7 年度の出生数を 30 人と見込みました。全額補助ですが、医療機関ごとに費用が違うため見込みが困難な面もありますが、実績も踏まえて積算しました。

池谷委員 : 出生数について 30 人とのことだが、出産祝い金の対象は 22 名とのことだった。この差異の根拠はなにか。

保険健康課長 : 福祉課との確認不足のため差異が生じました。

池谷委員 : 連携を進めて予算だてをしてほしい。

副町長 : 今後は予算だての際、各課の連携について査定時でも精査します。

瀬戸伸二委員 : 予防接種事業について、コロナワクチン・インフルエンザワクチンの自己負担額が他町と比較して高くなっているがどうか。

保険健康課長 : 実際の接種は秋以降となりますので、近隣市町の動向をみながら自己負担額の設定をしていきたいと思います。令和6年度の自己負担は、インフルエンザは2,000円、コロナワクチンは3,500円と他町より高い設定となっていますが、町の財政状況を踏まえて設定しました。

なお、歳入の雑入に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する国からの助成金8,300円×500件分を見込んでおりますが、国の補助がないのではないかという情報があり、仮に補助がされないとなった場合、8,300円を町が全額負担することは困難であるため、令和7年度はさらに自己負担金が上がる可能性があります。

瀬戸伸二委員 : 医療機関において自己負担額の一覧が掲示されている。山北町が高額で目立つので外せないか。

保険健康課長 : 医療機関が患者の利便性を考慮して掲示しているものですので外す指示はできません。

瀬戸恵津子委員 : 外出支援サービス事業の内容について伺いたい。

福祉課長 : 社会福祉協議会に委託している「おでかけ号」に対する予算措置です。福祉有償運送となり、介護や障害等により公共交通機関が利用できない方が登録して、主に通院に利用される事業です。

瀬戸恵津子委員 : 高齢者等の生活支援事業として、等には障がい者が含まれるとのことだが、健康な一般高齢者は利用できないということか。

福祉課長 : 福祉有償運送は、国交省の認可事業となりまして、対象者の要件として、身体障害や介護保険認定等に該当した方と定められています。

瀬戸恵津子委員 : 要件が緩和される見込みはないのか。

福祉課長 : 県西圏域協議会において、県や国土交通省職員も同席のもと各市町での福祉有償運送の更新等を審議していますが、現在のところ、同協議会において、緩和されるという動きは示されていません。

瀬戸恵津子委員 : 他町では、一般高齢者の外出支援を行っているが、当町でも検討しないのか。

福祉課長 : 一般高齢者の外出支援については、現在、福祉タクシー運行事業において山間部の高齢者を、それ以外の地域では、町循環バスの利用券を70歳以上の方に一度きりとなりますが、配布しています。将来的には、町の地域公共交通を検討により、全世代を包括的に支援するような取り組みが構築された際に、高齢者の移動支援の在り方も検討する必要があると考えています。

大野委員 : 「おでかけ号」は委託している事業だが、以前、一般高齢者でもお金を払えば利用できるというアナウンスを聞いたことがあったがどうか。

福祉課長 : 福祉有償運送の登録時には、対象者の名簿の提出が必要です。介護もしくは障害等に該当しているか否かを記載する必要があるため、現在の名簿では対象要件を満たしていると思われますが、改めて、社会福祉協議会に確認します。

児玉委員 : 健康づくり事業、施政方針だどこ数年フレイル予防と言われ、「健康づくりアプリみんチャレ」を活用することになっている。これらの効果検証はどうなっているのか。

保険健康課長 : フレイルサポーターを養成し、介護予防塾などでフレイル測定を実施していますが、実績を積み重ねている途中ですので、まだ効果を判断できる段階ではありません。

「みんチャレアプリ」につきましては、5人1組でチームを組んで歩数目標を立て、メンバーで励ましあって継続して健康づくりに取り組むアプリです。一人で健康づくりに取り組む第一歩を踏み出すこと、継続することはハードルが高いものですが、仲間と取り組むということで継続しやすいことが本アプリの特徴となります。

令和7年度に国保税を改定しましたが、赤字回避のためには、歳入を増やすだけでなく、歳出を抑えることも大切なことです。そのためには医療費を削減する、町民に健康になってもらうことが必要ですので、「みんチャレアプリ」を活用し取り組んでいきたいと思います。

児玉委員：これらの取り組みを行うことによって、元気な高齢者を増やすことにつながり素晴らしいことだが、予算を使ってやることなので施政方針にも書いてある「健康寿命延伸」という当初の目的を達成するためには、現在の町の「健康寿命」は実際どうなっているのか。

保険健康課長：町単独で健康寿命は出しておりません。県のデータは把握しています。国の「健康日本21計画」、県の「かながわ健康プラン21計画」が最近改定され、これを受けて令和9年度に町の健康増進計画を改定する予定となっております。国・県の計画を踏まえて健康寿命に関する記載を検討していきたいと思います。

児玉委員：町の健康寿命は出しにくいのは理解するが、数値が目で見えるようになると、町民の頑張りにもつながるのではないかと。DXを掲げている中で、「みんチャレアプリ」や県のデータなども活用するということも考えていただきたい。

保険健康課長：県や国保連のデータを活用して、何かしらの比較をすることはできるかもしれませんが健康増進計画の改定に併せて検討していきます。

高橋委員：部活動地域移行業務委託料について、詳細な説明を伺いたい。

こども教育課長：令和5年度に、国から部活動の地域移行についてガイドラインが示され、これに基づいて、協議会を令和5年度に立ち上げ、

町としてこういった移行の方法がよいかといった調整、協議を行っていました。町としては、令和7年度からまずは男女ソフトテニス部の休日について移行していくことで決定しています。これに関して、地域の民間スポーツクラブの方に委託をする想定で、予算計上しているものです。

高橋委員：新規事業ということで、今後どのようなタイミングで周知等を行っていくのか。

こども教育課長：部活の地域移行につきましては地域と学校、保護者が関わることになります。地域移行の仕方を検討するに当たっては、常に学校と調整を行ってきていますので、学校には十分周知をしている状況です。保護者につきましては、これまでも保護者が集まるタイミングで、制度について概要説明をしましたが、具体的には、ソフトテニス部を来年度から移行するという事について、今後、4月の早いタイミングで関係者等に丁寧に説明を行っていきたいと考えています。

瀬戸伸二委員：教員の兼務という部分が出ていたと思うが、兼務についてはどのぐらいの部活となるのか。

こども教育課長：移行するソフトテニス部については、教職員の負担軽減という意味合いもありますので、兼務は基本的にはなくすことで考えていますが、初めての移行ということもありますので、スムーズに移行するため、一部兼務していただくことも考えられます。他の部活につきましては令和8年度以降、順次移行したいと考えていますが、部活の顧問の先生の状況や意向等を踏まえながら考えていきたいと思っています。

大野委員：山北高校との地域協働学習推進事業だが、令和6年度の予算では90万円だったが、令和7年度では80万円に減額しているのはなぜか。

こども教育課長：本事業は、山北高校との協定に基づいて行っています。10万円減額となっている理由は、山北高校と調整した上での減額ということになっており、事業を縮小するという意図はご

ざいません。

府川委員長　：資金使途の説明を願う。

こども教育課長　：内訳としては講師謝金、消耗品費、現地調査用に移動を伴うのでバス借上料、などとなっています。

池谷委員　：社会教育総務費において民俗文化財の保護継承に係る予算はどこに計上されているのか。

生涯学習課長　：文化財の保護継承については文化財保護事業において計上しています。令和5年5月に町教育委員会から町社会教育委員会に民俗文化財の保護継承について諮問しました。社会教育委員会では令和5年度に町内の民俗文化財保存団体の方々からの聞き取り調査などを行い、本年度には小・中学生、山北高校生、町民の方々を対象としたアンケート調査を行いました。この2年間の調査結果をまとめた答申が今月末にされる予定です。この答申内容を基に町の民俗文化財の保護継承に関する取り組みを来年度に検討しますので、来年度予算には計上していない状況です。

池谷委員　：令和8年度予算に計上されてくると考えてよいか。

生涯学習課長　：来年度検討を行い、必要に応じて計上していく考えです。

高橋委員　：教育振興費の校庭等整備費について、小学校費と中学校費とで記載が違おうようだが、差異はあるのか。

こども教育課長　：事業内容としては、学校敷地内の樹木の伐採等であり、同様のものとなります。金額によって予算書への記載が必要あるものかないものがあります。

高橋委員　：川村小学校の南側の桜の木の伐採整備の話があったかと思うが、これに相当する予算がどこに計上されているのか。

こども教育課長　：予算書に掲載している校庭等整備費は、毎年計上しているも

ので、校庭の植栽の剪定等になります。ご質問の南側斜面の桜の木の手入れについては、今年度の補正予算で承認いただいていますので、3月中に危険な木は伐採する予定です。

富田委員 : 小学校長寿命化改修事業について、今後30年を見越してということを行ったが、まず、30年というと、今の子ども数を考慮すると、教室の数が現状ほど必要なくなってくるのではと考えるが、余裕教室も含めて修繕する理由は何か。

こども教育課長 : 川村小学校の長寿命化計画は町で令和3年に策定した学校施設長寿命化計画に基づいて行うものです。今回の工事につきましてはA棟とB棟の2つに時期が分かれており、来年のB棟改修時はA棟に、再来年度のA棟改修時にはB棟に子どもたちが移動するという流れを考えているため、現在の余裕教室も使用することから修繕が必要となります。

教育長 : 子どもたちの数が今後どうなっていくのかも踏まえた上で検討をしていかなければならないと考えています。ただ、一方で、今現在の子どもの数での教育を進めなければなりません。近隣や全国の事例ですと、小・中学校の一貫であるとか、そういったことも想定されます。

児玉委員 : 令和6年度の出生数は11人であるとして、この子たちが小学校に入学する頃には1クラスになるような状況も想定される中で、諸教室を有効活用するという事実と、先日の現地視察で思ったのは、30年後何人に増えるか分からないが、今回の工事とはまた別に、例えば教室をパーテーションで区切ってしまってもよい程の人数規模となった場合、もう少し多目的で使える用途もあるのではないかと考えた想定もされる。0から15歳の一貫教育・保育を掲げている上で、小・中学校一貫で、そこに園児も全部集めて、一貫教育をやっていくことや、学校という性質上難しいかもしれないが、社会福祉施設との複合施設などといった考えに進展していく可能性はあるのか。

教育長 : まずは学校教育、これが主であると思います。その中で、やはり子どもたちの数だけ教室があればよいということではないので、多目的に利用するような形に対応するものとして、今回の改修としては教壇を廃止し、教室をフラットにするというものがあります。そういうものも

含めて、今後は、可能であれば転用する等、様々なことを考えなくてはならないと思います。

児玉委員 : 学校施設に限らず、これからは多目的でフラットに使える状態にしておくことで、一方では災害に対する避難所の役割も果たすだろうし、現地調査を踏まえて、今回の工事は、よい使い方ができるような印象を受けたので、この長寿命化工事を起点に、別途検討組織を作っていただいて、やはり今後の施設のあり方や、先ほど言った0から15の一貫教育・保育も含めて、多目的の利用も視野に入れた前向きな議論を進めていただきたい。

府川委員長 : 補助金を活用するうえで、補助から何年経過したのかだとか、用途が限定されるといった財産処分に当たってどのような制限があるのか。

こども教育課長 : 長寿命化改修の補助金については、今後30年活用していくことが交付要件となっています。基本的には、これに従って30年は小学校として活用していくこととなりますが、特例として補助から10年経過後であって、類似事業等への転用ということであれば、認められる事例もあります。

高橋委員 : スクールカウンセラー活用事業について、中学校に載っているが、小学校も兼務しているものか確認したい。

こども教育課長 : スクールカウンセラーにつきましては、小学校・中学校へ定期的に行っていただいております、この方につきましては県費の職員になります。

和田委員 : 学校給食費については臨時交付金を活用して全額補助すると思うが、もう3年以上補助が続いている。今後の見通しをお聞かせ願いたい。

教育長 : 来年度も引き続き臨時交付金を活用して無償化としているところですが、子どもたちの数の減少もあるかもしれませんし、全国的なことを

考えると、無償化の動きというのもあるかと思いますが、社会情勢等も含めて、検討していきたいと思います。

副町長 : 学校給食費については、従来は保護者負担があり、それに対して町が一定の補助をするということで進めてきています。ただし、国の補助金による全額補助がここ数年ずっと続いていますので、国補助の財源が続く限りは実施するのは当然と考えていますが、今後は町として無償化することも視野に入れて検討をしていくということで、ご理解いただければと思います。

大野委員 : 住宅使用料を令和6年度補正予算でサンライズ東山北とサンライズやまきたを減額した。住宅管理費の部分で、入居者の入退居があるため、一般財源から補填していると思うが、特にPFI事業のサンライズやまきたについては、補正予算で161万6000円減額となっているので、使用料、維持費などの部分や、入居者への案内状況などについて伺いたい。

定住対策課長 : まず使用料と歳入と歳出の関係ですが、町営住宅に関しましては全て一般財源で行っています。サンライズやまきた、みずかみテラス、サンライズ東山北に関しましては住宅の使用料や駐車場使用料等で全ての歳出は賄っている状況となっていますので、令和6年度末に関しましても一般財源からの繰入は予定しておりません。その代わり、積み立てが、令和6年度に関しましては少なくなる見込みです。なお、サンライズやまきたは、当初9割入居していれば支出を歳入で賄えるよう、家賃設定しています。

また、募集についてですが、現在サンライズやまきたが2部屋空室の状況で、管理会社から関連会社へ住宅の案内を促しているほか、今度の日曜日に内覧の予定もありますので、引き続き満室になるように努めていきたいと考えています。

大野委員 : PFI事業に関しては、管理会社のみならず、設計・建築したやまきた水上住宅パートナーズの日本PFIインベストメント株式会社とも業績等をきちんと把握していないといけないと思うが、そのチェックは随時しているのか。

定住対策課長 : みずかみテラス、サンライズやまきた両方とも月に1回、モニ

タリング会議を開催しています。その中で空室の募集方法や、維持管理の部分で入居者からの問い合わせについて情報共有をしています。

和田委員：プール一般開放管理運営委託料について、町営プールはここ数年開放されておらず、こども園が利用していると思うが内容について回答願いたい。

生涯学習課長：川村小学校のプールの一般開放に関する委託料です。町営プールは施設の老朽化等の理由により一般開放はしていませんが、子ども用プールをこども園の園児が利用していますので、現時点ではプールの解体は考えていません。

以上で、議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算に係る質疑を終了しました。

次に、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について審査しました。補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

[国民健康保険事業特別会計歳入]

和田委員：国民健康保険税率を改定したが、予算額は前年度と比べて約2千万円の減となっている要因は何か。

保険健康課長：主な要因は、令和5年11月の令和6年度当初予算要求時に見込んだ以上に被保険者数が減少したためと考えます。令和6年度当初予算額との比較は2千万円の減ですが、令和6年度3月補正後の予算現額との比較では約3千万円の増となっています。

和田委員：令和7年度から県借入額の償還が始まる。財政健全化や黒字化が見えているのか。

保険健康課長：令和7年度の収支が黒字化するとは、この場で確約はできるものではありませんが、2月の全員協議会で示したシミュレーションでは、収納率や被保険者数の減少を加味したうえで黒字化

を想定しています。更なる被保険者の減少や、感染症等の流行などが起こらないという想定においては、黒字化すると考えます。

和田委員：税率改定により滞納が増えるだろうが、新たな取り組みはあるのか。

保険健康課長：税率改定により、滞納は増えると予想されます。町税滞納と重複するケースが多く、町民税務課との連携や窓口対応時に納税交渉をするなど、滞納対策を進めていくことを職員間で共有しています。

[国民健康保険事業特別会計歳出]

和田委員：歳入のほかに、歳出抑制のために健康寿命の延伸のための新たな取り組みはあるのか。

保険健康課長：フレイル予防事業は数年前から実施していますが、令和7年度の新規事業として、「みんチャレ」アプリの導入があります。効果は長い目で見る必要がありますが、健康づくりの定着を図っていきます。

以上で、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算に係る質疑を終了しました。

次に、議案第24号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明はなく直ちに質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算について審査しました。補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

[介護保険事業特別会計歳出]

瀬戸恵津子委員：認知症総合支援事業の講師謝金とはどのようなものか。

保険健康課長：認知症初期集中支援事業のチーム員に認知症サポート医が加わっており、その医師への謝金です。

瀬戸恵津子委員：認知症サポーターステップアップ研修の講師謝金ではないのか。

保険健康課長：認知症サポーターステップアップ研修について、令和 7 年度も事業は実施しますが講師謝金は以前より計上しておりません。

瀬戸恵津子委員：通所型介護予防事業の講師謝金是何か。

保険健康課長：介護予防塾に来ていただくピアノの先生などの外部講師やボランティア主体で開催している期間のボランティアに対する謝金です。

瀬戸恵津子委員：通所型介護予防事業の委託料はどういうものか。

保険健康課長：参加者送迎業務委託料については社会福祉協議会に委託している介護予防塾の参加者の送迎です。介護予防教室委託料はブナの木塾や町内 3 か所で実施している介護予防塾において実施する転倒骨折予防教室等を委託するものです。

瀬戸恵津子委員：事業者に委託するものか N P O 等に委託するものか。

保険健康課長：事業者に委託するものです。

瀬戸恵津子委員：通所型介護予防事業の講師謝金は体操を行う期間の理学療法士等に対する謝金ということではないのか。従来のやり方を変えるということか。

保険健康課長：従来のやり方が変わるということではありません。介護予防教室委託料により委託する事業所に理学療法士等がいるということです。

瀬戸恵津子委員：介護相談員事業の謝金についてでもご説明願いたい。

保険健康課長：特に施設入所の方については改善して欲しい点があっても施設職員に直接言いづらいため、介護相談員が施設を訪問して利

用者の声を聴き、施設・事業所に伝えることにより介護サービスの質の向上をめざす事業です。令和7年度は介護相談員2名が月1回程度施設等を訪問する予定であり、謝金は介護相談員に対するものです。

瀬戸恵津子委員：足柄上郡5町が共同で実施しているものか。

保険健康課長：各町単独で行っている事業です。

以上で、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算に係る質疑を終了し、引き続き総務環境常任委員会所管分も含め採決が行われました。

議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 令和7年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 令和7年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和7年度山北町三保財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 30 号 令和 7 年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号 令和 7 年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 32 号 令和 7 年度山北町下水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

[13:24]

以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました議案のうち、議案第 22 号 令和 7 年度山北町一般会計予算、議案第 23 号 令和 7 年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 32 号 令和 7 年度山北町下水道事業会計予算までの審議結果についての報告を終了といたします。